



2026年 7月16日
第7号

JR東労組 Yokohama

JR東労組横浜地本

発行人 梶田 優一

編集 情宣 担当

ホームページ

<http://www.jreu-yokohama1.jp/>



武蔵小金井駅暴行事件第7回口頭弁論報告集会



7月13日15時より、目黒さつき会館にて武蔵小金井駅暴行事件第7回口頭弁論報告集会が開催されました。中央本部高橋書記長の開会あいさつに続き、加藤中央執行委員長の主催者挨拶、田崎企画部長ならびに担当弁護士による裁判報告が行われました。

田崎企画部長からは原告Aさんの区分評価が1であったことは、会社からの見せしめや報復であること、担当弁護士からは裁判の内容について報告されました。

被告は第4回口頭弁論において、原告であるAさんから暴行を受けたとして反訴しました。反訴内容は「背部打撲と頸椎捻挫を起こした為、損害賠償として100万円を請求する」もの。今回、その証拠として被告から診断書などの証拠書類が提出されましたが…。

- ① 被告が提出した書類に打撲に至るものは無かった。
- ② 医者が被告の肩甲骨付近などを触ったら「痛いと言った」と書かれていた。
- ③ レントゲン写真などでは特に異常な所見は見られない。
- ④ 診断書に労働を控える記載などは無し。

以上を踏まえ、担当弁護士が医者に確認したところ「(痛みは)加齢によるもの」と証言。こうした出鱈目な申告を元に

加齢って労災だったの！？

被告が労基署へ提出する労災の申請書類に**会社は事業者としての証明**を行った。

今後、原告Aさんには「尋問」が行われます。証言台でメモも持たず記憶を頼りに証言をすることは、過酷な試練そのものです。健全な会社を取り戻すために最先頭でたたかうAさんと共に全組合員一丸となってたたかっていきましょう！

第8回口頭弁論は9月3日(木)！被告と会社の横暴を許してはならない！